

答 申 第 1 7 号

平成 2 5 年 2 月 7 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 4 年 8 月 1 7 日付け鎌秘第 5 9 9 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成24年7月5日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「2012年7月3日松尾市長定例記者会見議事録（電線地中化問題に係る部分のみ）」について実施機関鎌倉市長が平成24年7月17日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成24年7月5日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「2012年7月3日松尾市長定例記者会見議事録（電線地中化問題に係る部分のみ）」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を電子申請で行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に関連する職員による個人メモは存在したものの、行政文書には該当しないと判断し、平成24年7月17日付け鎌倉市指令秘第3号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、実施機関が平成24年7月17日付け鎌倉市指令秘第3号によって異議申立人に対して行った本件処分に対し、平成24年7月25日付けで行政不服審査法第6条の規定により、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成24年9月12日付けで提出された意見書、同年12月17日付けで提出された補充意見書及び平成25年1月10日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 実施機関は、本件請求に係る行政文書は不存在とするが、記者会見に出席した職員による個人メモが存在することは認めている。一次情報である市長と記者との質疑応答部分についての記者会見議事録の代わりとなる職員による個人メモを公開しないのは知る権利の侵害である。新聞記事によりある程度、会見内容を知ることが出来るが、その情報が正確であるかどうかの確認をする方法がない。市長と記者の問答記録の一次情報である記者会見議事録を本来作成すべきであるが、慣例で「市長記者会見については、その運営方法等についての定めはなく、また、内容について記録・保管する旨の定めもないものです」とし、職員による個人メモは条例第2条第2号アに規定する「職員等により組織的に用いられていないもの」に該当し、行政文書には該当せず不存在である旨主張する。しかし、職員による個人メモが組織的に用いられていない合理的説明がなく、また、決裁・供覧を要件とする情報公開条例の下においても、行政文書でないという理由で不存在とすることは不当である。

すでに他市では、市長記者会見はインターネット中継を、ホームページでは記者との会見内容を公開しているところもあるので、情報公開制度の趣旨から職員による個人メモを公開しても問題はないと言える。

イ 本件請求に先立ち、平成24年4月23日付けで、「平成24年4月4日に開催された市長記者会見のうち、小町通り電線類地中化問題に関する市長と記者の質疑の記録」について行政文書公開請求を行い、同月27日付け鎌倉市指令秘第1号で行政文書公開決定処分を受けた。公開された行政文書は、平成24年4月4日開催市長記者会見のうち小町通り電線類地中化問題に関する部分の市長と記者の質疑応答の記録概要であるが、当該記録概要の最下段に「※以下、録音データなし」と記載されていることから、平成24年4月4日開催市長記者会見はICレコーダー等により録音が行われ、その電磁的記録を基に当該記録概要は作成されたと推認する。

よって、平成24年7月3日開催市長記者会見においても、ICレコーダー等による録音が行われ電磁的記録が存在するはずであり、当該電磁的記録又はそれを基に作成した議事録を公

開しないことは不当である。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

行政文書不存在決定理由説明書及び平成24年12月3日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

本件請求に係る行政文書は「2012年7月3日松尾市長定例記者会見議事録（電線地中化問題に係る部分のみ）」であるが、当該記者会見については、記者との質疑応答部分の議事録は作成しておらず、その部分については記者会見に出席した職員による走り書きした個人メモが存在する。市長記者会見は、その運営方法等についての定めはなく、また、内容について記録・保管する旨の定めもないが、会見における発表事項については記録・保管しているところである。

当該メモは、記者会見に出席した実施機関の職員が作成したものであり、紙に記したもので、執務室内の机の引き出し内にある。しかし、当該メモは、業務上作成するように命令・指示されたものではなく、職員個人が走り書きした備忘録的なメモであり、職員間での利用はなく、また、この文書について報告、決裁、供覧をしているものではなく、執務室内にある職員の個人机の引き出し内に保管し、組織として使用している文書保管キャビネットあるいは文書管理システム内に保管している文書ではないものであるため、条例第2条第2号ただし書アに規定されている「職員等により組織的に用いられていないもの」に該当し、行政文書ではないとして本件処分としたものである。

また、異議申立人は、意見書において当該メモが組織的に用いられていない合理的説明がなく不存在とするのは不当である旨主張するが、前記のとおり、当該メモの利用状況、保管状況について説明し、その事実をもって「組織的に用いられていない」と判断したものである。よって、異議申立人の主張は認められない。

なお、異議申立人は、市長と記者の問答記録の一次情報である記者会見議事録を作成すべきである旨主張している。実施機関においても、平成24年5月の定例記者会見までは、質疑も含めた音声記録をしていたが、音声による電磁的記録が公開された場合、インタ

一ネットが普及した現代社会にあつては、その用途によって記者活動を阻害するおそれもあるとの記者の意見や、反訳による概要録では発言の意図、趣旨が微妙に違ってしまうおそれがあるといった記者の意見があり、実施機関としても記録の作成を取りやめたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求に係る対象文書について

本件請求に係る対象文書は、平成24年7月3日に開催された松尾市長定例記者会見における電線地中化問題に係る市長と記者の質疑応答部分の議事録である。実施機関によれば、当該記者会見については、市長と記者との質疑応答部分の議事録は作成しておらず、その部分については記者会見に出席した職員による走り書きした個人メモ（以下「本件個人メモ」という。）は存在するが、条例に規定する「行政文書」には該当しないと主張している。そこで、以下、本件個人メモの「行政文書」性について検討する。

(2) 本件個人メモの行政文書性について

条例第2条第2号に規定されている行政文書の定義は、「職員等（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。」とされ、「次に掲げるもの」の一つとして「職員等により組織的に用いられていないもの」が挙げられている。

そして、当審査会は「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合」をいい、「組織的に用いられて」いるとは、「作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるもの」と解する（「情報公開ハンドブック・Ⅱ解釈と運用の基準等」参照）。

この解釈によれば、本件個人メモは、実施機関の職員が鎌倉市事務分掌規則（平成8年3月18日規則第27号）第4条に規定する報道機関との連絡調整についての事項である市長定例記者会見に出席し、市長と記者との質疑応答部分の内容を記録したものであることから、「実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合」であると認めるのが相当である。

次に、本件個人メモが組織的に用いられているか否か検討する。当審査会で本件個人メモをインカメラで調査したところ、2件のメモが存在した。いずれも件名、開催日時、開催場所及び出席者の氏名は記載されておらず、文字が判読できない箇所もあるため、文書の体裁や記録内容の面からは、組織として共用するうえで一定の議事録又は報告書の形態を備えているとは認め難い。

また、本件個人メモの利用に関しては報告、決裁、供覧をしておらず、作成後は職員の個人機の引き出し内に保存され続けており、他の職員はその内容を確認しておらず、職員の手許でのみ利用されている。

さらに、本件個人メモの保存に関しては、組織として管理している職員共用の保存場所であるキャビネットや文書管理システム内に保存されておらず、職員の個人機の引き出し内に保存され続けている。

以上の諸点を総合的に考慮すると、本件個人メモは、職員が公務員としての責務及び自己の執務の便宜のために個人的に作成した備忘録的なメモであり、職員等により組織的に用いられているとは認められないことから、条例に規定する「行政文書」には該当しない。

(3) 電磁的記録の存在について

異議申立人は、ICレコーダー等による録音が行われ、電磁的記録が存在するはずであり、当該電磁的記録又はそれを基に作成した議事録を公開しないことは不当であると主張する。

しかしながら、実施機関による電磁的記録の作成をとりやめた理由の説明（前記3）について不自然不合理な点はなく、異議申立人の前記の主張には理由がない。

以上のとおりであるので「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

